

地方裁量型認可化移行施設の設置

(平成31年3月29日 厚生労働省子ども家庭局長通知)

規制改革の内容

特例措置前

○認可保育施設は、保育士不足のため職員配置に関する法令上の基準を満たすことができなくなった場合、利用定員数を保育士数に応じ減ずる必要があり、保育施設の運営に支障を来す場合がある。このことが待機児童問題解消の妨げとなっている。

特例措置

○国家戦略特区において、

- ・「認可外保育施設が認可保育施設への移行を目指す場合」
- ・「認可保育施設が保育士不足のため事業を休止し、再開を目指し地方裁量型認可化移行施設として事業継続する場合」

で都道府県が自ら定める基準を満たした場合に、運営費の補助に加え、

- ①認可化移行計画の延長(従来の制度:5年以内)
- ②保育サポーター加算の取得の措置を可能とする。

効果

○地域の実情に即した保育の受け皿整備が進み、待機児童の解消に資することが期待される。

規制改革の概要

認可化移行施設への支援



対象:認可外保育施設
(移行計画5年以内)

支援:改修費・移行費
運営費

国家戦略特区内に限り
特例措置追加

地方裁量型認可化移行施設への支援



対象:**認可保育施設**、認可外保育施設
(移行計画上限なし)

支援:改修費・移行費
運営費(**保育サポーター加算**)